

測量成果（地形図、都市計画図）の使用承認申請、複製承認申請が必要な場合

1. 測量成果の利用目的

| 目的 | 承認申請等の判定 |
|---|--|
| 私的に利用する場合 例) ・個人的な資料として利用し、配布はしない ・1~10名程度のサークルで利用する | |
| 学校その他教育機関で利用する場合 例) ・授業等を担当する教員等や授業を受ける学習者自身が授業の過程において使用する ・営利を目的としない教育機関であること（予備校や私塾は含まれない） ・必要な限度内の部数であること | 申請の必要はない |
| 一時的な資料として利用する場合 例) ・打ち合わせ等で一時的に使用し、利用後は保管することなく処分する場合 | |
| イラスト的に利用する場合 例) ・ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のない場合 | |
| 学術論文に挿入して利用する場合 ・学会での発表、学術論文（営利目的で刊行するものは除く）において利用する場合 | |
| 試験問題として利用する場合 ・「入学試験」・「検定試験」などの問題として利用すること自体を秘密にする必要性があり、あらかじめ承認を受けることが困難であるような試験で利用する場合 | 申請の必要はないが、測量成果の掲載箇所に出典を明記せよ。 |
| テレビ番組等で短時間利用する場合 ・番組等の内容補足のため、地図等を短時間画面に表示して利用する場合 | 書籍の巻頭及び巻末にまとめて明示する場合は何ページに掲載されている図が測量成果を利用したものなのかを明示してください。 システムやWebページに利用する場合は、測量成果が表示画面に表示されている間は、常に見えるように表示画面に明示してください。また、出力できる場合には、出力図にも明示してください。 |
| 刊行物等にごく少量の地図を挿入する場合 1. 書籍、冊子、報告書、リーフレット等 1ページの大きさの4分の1以下の大きさ 1ページの大きさの2分の1以下の大きさ→総ページ数の30%以内 1ページの大きさの2分の1を超える、1ページに収まる大きさ→総ページ数の10%以内 書籍の表紙等でないように合致するもの 2. Webサイト等 300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部（ラスター形式）を掲載する場合 300×400ピクセルを超える、画面に収まる大きさで地図等の一部（ラスター形式）を掲載する場合→Webページ全体の中で5枚まで ※スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は1枚でも申請を要する。 | 例) ・「この地図は、玉野市都市計画基本図2千5百分の1を使用したものである。」 ・「玉野市都市計画基本図 DMデータを複製」 |
| 上記以外の場合 | 「2.測量成果の加工方法」に進む |

2. 測量成果の加工方法

| 加工方法など | 承認申請等の判定 |
|--|---|
| 紙地図をコピー、スキャン等の測量（地図調整）ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自の情報を付加する場合 | |
| 数値地図（ラスターデータ等（地図画像））を GIS の背景図等に利用する場合 | 複製に該当する。 「3.複製の目的」に進む |
| 数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））のデータ等をそのまま組み入れ GIS を構築する場合 | |
| 複製承認済みの成果品を複製する場合 | |
| 複製承認済みの成果品を、承認後 3 年以内にそのまま転載する場合（承認時の利用目的に沿う場合、かつ、内容の同一性が失われていない場合） | 複製に該当する。 申請の必要はないが、承認番号を明示させる。 |
| 複製承認済みの成果品に修正等を加えずに、承認後 3 年以内に増刷する場合 | |
| 紙地図を調製（スクライブやトレース）し直して、別種の地図を作成する場合 | |
| 測量等によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成する場合 | |
| 数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））を調製して別種の紙地図を作成する場合 | 使用に該当する。 測量法第 44 条の規定に基づく「測量成果の使用申請」が必要。 |
| 数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））のデータを直接加工して GIS の背景図等に利用（数値地図のデータをそのまま組み入れ、別レイヤーで情報を付加する場合は、「複製」に該当） | |
| 立体的な地図を作成する場合 | |
| 使用承認済み成果品の複製、または複製承認済み成果品を調製して別種の地図を作成する場合 | |
| 使用承認を得た成果品を、承認を得たときと同じ作業方法で、承認後 3 年以内に増刷する場合 | 使用に該当する。 申請の必要はないが、承認番号を明示させる。 |

3. 複製の目的

| 複製の目的 | 承認申請等の判定 |
|--|---------------------------------|
| 社内、サークル、同好会等においてのみ利用の場合 ・そのまま複製する場合は 30 部（社内のみで利用するインターネットの場合は、利用できるパソコン台数は 30 台）まで。 | |
| 特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合 ・自治体等へ提出する申請書の添付地図や、特定の者からの依頼により作成する報告書等に掲載する場合。 ただし、自治体または特定の者がその複製物を刊行する場合やインターネット等により公表する場合は、複製承認申請が必要。 | 申請の必要はない。 |
| 博物館等においてパネル等にして展示する場合 | 申請の必要はないが、測量成果の掲載箇所に出典を明記させる。 |
| 測量の用に供する場合 ・測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製を行う場合。なお、複製した者が測量に用いる場合は、測量行為の工程に含まれるため、測量成果の使用に該当し、測量法第 44 条の使用承認申請が必要。 | |
| 刊行する場合 ・有償か無償かは問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROM その他のもので不特定多数の者に対し発行する場合 | 測量法第 43 条の規定に基づく「測量成果の複製申請」が必要。 |
| インターネット等により情報を提供する場合 ・インターネットや電子メール等の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者に対して測量成果が入手または閲覧可能な状態におく場合。 (友人やクラスメート等、互いに特定できる者以外は参加できないサイトにおける公開は、不特定多数の者への公開には該当しない。) | |

4. 承認が認められないもの

- ・複製しようとする測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとする場合、または玉野市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの

- ①数値地図の形式のみの変換(TIFF 形式→BMP 形式等)
- ②色調を薄くしただけ
- ③解像度を荒くしただけ
- ④貼り合わせただけ
- ⑤図郭を変更しただけ
- ⑥地図を縮小拡大しただけ など

※ただし、地図等として刊行するのではなく、書籍等に内容を補足するために、地図等の一部を切り出し補助的に挿入する場合は承認できるものとする。

- ・申請内容に虚偽があるもの
- ・公序良俗に反する目的または犯罪行為に使用するための目的で複製しようとするもの
- ・複製しようとする測量成果が申請された複製目的に照らして適切でないもの
- ・複製方法が適切でなく、測量成果としての精度が確保されないもの

<お問い合わせ先>

玉野市建設部都市計画課 Tel (0863) 32-5538